平成２７年（フ）第８３号
群馬県前橋市三俣町３丁目16番地13
破産者　小山　昌人
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２８２号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1153番地３
サンハイツ槌屋　315号
破産者　佐藤　裕一
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９９号
埼玉県狭山市大字上赤坂497番地の５
破産者　松浦　　亘
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２２７号
埼玉県所沢市緑町４－１－22　エールプラザ202号、住民票上の住所神奈川県藤沢市城南２丁目３番20号
破産者　成田一剛こと　盧　　東鉉
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３７１号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番18－301号　新鶴団地
破産者　横塚　雅人
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１８８０号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑523番地３－205号　牧野マンション、旧住所神奈川県茅ヶ崎市西久保673番地17　ウエストヴィラＢ101
破産者　高以来信次
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９４９号
横浜市戸塚区柏尾町1019番地１　コーポ柏尾101号
破産者　河原　敏克
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４１号
神奈川県平塚市片岡1246番地の８
破産者　美馬　利夫
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１７８号
石川県白山市瀬戸酉８の１番地、従前の住所石川県白山市日御子町ハ13番地６（従前々の住所）金沢市中屋南199番地
破産者　安田　孝紀
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８０号
長野県上田市本郷704番地１　坂口住宅Ａ号
破産者　永井　利幸
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第５２５号
名古屋市中村区稲葉地町８丁目42番地
破産者　安田紀子こと　李　　紀子
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３６５号
名古屋市港区木場町９番地の３　木場南住宅１棟402号
破産者　永田　勝裕
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５１５号
愛知県愛西市日置町枝郷40番地１　クレアージュ聖101号室
破産者　永田　美孝
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５２２号
名古屋市東区東大曽根町16番11号
破産者　伊藤商店こと　伊藤　健次
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８００号
京都市伏見区石田桜木11－21　ヴィラ伏見508、住民票上の住所京都市東山区東大路松原上る３丁目毘沙門町43番地２　Ｓｈａｍｏｎ東山704
破産者　國行　拓海
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３９６号
神戸市須磨区天神町２丁目２番３号
破産者　日髙　康仁
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３４号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番２－907号、従前の住所神戸市垂水区青山台７丁目１番１－705号
破産者　樋原　新也
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５３０号
兵庫県三木市緑が丘町中１丁目９番地の17、従前の住所兵庫県西宮市生瀬武庫川町１番５－909号
破産者　井上　直樹
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部